

104 公共交通利用促進事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の実情に応じた公共交通機関等の利用促進のため、地域住民やバス・タクシー事業者等の意見を広く聴きながら、地方公共団体と警察が連携し、交通規制に関わる事柄も含めた公共交通機関等の利用促進のための計画を円滑に策定、実施するものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が公共交通機関等の利用促進を図るため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体や所轄警察署のほか、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出するものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

特になし

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

302 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業

1. 特例を設ける趣旨

本特例措置は、営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証票の規制等に関する法律（以下、「前払式証票法」という。）の事前登録要件のうち資本要件を課さないことによる、「地域通貨」の機動的かつ円滑な発行を通じ、地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進を図ることを目的とするものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、以下に掲げる要件を満たす構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められた者に対して前払式証票法の事前登録要件のうち資本要件（資本又は出資の額が1億円（使用できる範囲が一市町村に限定されているときは、1,000万円）以上、かつ、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本又は出資の額の100分の90以上）を課さないこととするものです。

(1) 営利を目的としない法人が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること。

(2) 地方公共団体が、発行体である営利を目的としない法人の財務内容の健全性や資金の管理方法等について、購入者保護の観点から適正であると認め、構造改革特別区域計画に具体的に記載していること。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 「営利を目的としない法人」について

今回の特例措置の対象となる営利を目的としない法人とは、民法第34条の法人及び特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（NPO法人）を指します。

(2) 「営利を目的としない法人が「地域通貨」を機動的かつ円滑に発行することにより、構造改革特別区域の地域経済の活性化及び住民相互の交流の促進が相当程度図られると見込まれること」について

今回の措置は、前払式証票法における事前登録要件のうち資本要件を満たさない営利を目的としない法人にも、前払式証票法の登録を認めて「地域通貨」の発行を可能とする特例措置であることから、「地域通貨」の発行による経済的社会的効果として、例えば環境活動やまちづくりの推進・地域福祉の充実などを目的としたボランティア活動等を通じ、地域経済の活

性化及び地域住民相互の交流の促進が相当程度図られることが見込まれることが必要です。なお、これについての判断は申請する地方公共団体が一義的に行うこととなります。

(3) 「未使用残高」について

「未使用残高」とは、発行されたすべての「地域通貨」の合計額から、回収（有効期限切れ等で使用できなくなったものを含む）されたすべての「地域通貨」の合計額を控除して算出することとなります。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は以下のとおりです。

(1) 特区計画の別紙「2 当該規制の特例措置を受けようとする者」の欄については、当該特例措置は特区計画に特定事業の実施主体と定められた者に対して行われるものであることから、「地域通貨」を発行する具体的な法人（名称、所在地、定款等）を記載して頂くこととなります。

(2) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄については、

発行体である営利を目的としない法人の財務内容の健全性が確保されていること及び将来においても確保される見込みであること並びにそれらの理由（例えば、事業計画書、貸借対照表及び収支計算書等についての説明、「地域通貨」の発行業務に係る費用を賄う財源や将来における損益の見通し、財務内容が現在及び将来にわたって健全であると考えられる理由等）

「地域通貨」についての未使用残高に相当する資金について安全かつ確実な管理方法及び当該管理方法が安全かつ確実なものであると考えられる理由（例えば、「地域通貨」の発行によって、その購入者等から受け取った発行額見合いの金銭を、その「地域通貨」が回収されるまでの間、どのように管理（銀行預金等）するのか等）

発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するための地方公共団体の体制整備に関する事項（例えば、当該地方公共団体のどこの部署が担当となるのか。また、どの位の頻度で、どのような方法（報告の徴求等）で、発行体の事業の実施状況及び財務内容を把握するのか等）

「地域通貨」の所有者からの相談、苦情の解決及び「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合における対応を行うための地方公共団体の体制整備に関する事項（例えば、当該地方公共団体のどこの部署で担当するのか。また、当該「地域通貨」が発行体側の事由により使用できなくなった場合に、当該「地域通貨」の所有者への周知方法等どのような対応を採ることを想定しているのか等）

をそれぞれ具体的に記載して下さい。

- 5 . 当該特例に関して特に必要な添付書類なし。

9 2 8 サテライト型居住施設設置事業

1．特例を設ける趣旨

既存の特別養護老人ホームが、その一部を小規模な居住拠点として地域に展開してサテライトとして運営することについて、小規模な施設として地域に展開するという意味で、住み慣れた地域で生活を継続するという介護保険制度の見直しの考え方に合致すること、また、定員の一部を外に出した本体の特別養護老人ホームには余裕が生じ、個室・ユニットケア型への改修が容易になることから、これを積極的に推進するため、設備・人員基準等について規制緩和を行うものです。

2．特例の概要

既存の特別養護老人ホームが、その定員の一部を地域に展開する目的をもって、本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で個室・ユニットケア型の居住施設を運営する場合（サテライト型居住施設）について、設備・人員基準等を見直し、こうした施設の運営に必要な規制緩和を行うものです。

3．基本方針の記載内容の解説

(1) 立地等について

サテライト型居住施設の設置者により既に設置されている指定介護老人福祉施設（本体施設）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営してください。

サテライト型居住施設の入居者とその家族及び地域住民との交流等の機会が確保される地域に設置してください。

(2) 規模等について

ユニットを有し、その数が1又は2であることが必要です。

サテライト型居住施設に併設される指定居宅サービス事業所であって、当該サテライト型居住施設と一体的に運営が行われるものについては、その利用定員の合計が20人を超えないことが必要です。

サテライト型居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、当該本体施設を改修し、その全部又は一部を小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とすることが予定されていることが必要です。

(3) サテライト型居住施設の人員基準等について

(イ) 施設長・管理者について

その施設長にあつては本体施設の施設長と、その管理者にあつては本体施設の管理者とそれぞれ兼ねることができます。

(ロ) 介護職員・看護職員について

サテライト型居住施設の介護職員又は看護職員のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものとしています。

(ハ) 事務員その他の職員について

本体施設の事務員その他の職員との連携を図ることにより当該サテライト型居住施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができます。

(ニ) 生活相談員について

サテライト型居住施設が指定通所介護事業所を併設する場合であつて、当該指定通所介護事業所が当該サテライト型居住施設と一体的に運営されるときは、当該サテライト型居住施設の生活相談員と、当該指定通所介護事業所の生活相談員とは、相互に兼ねることができます。

(4) サテライト型居住施設の設備基準等について

(イ) 医務室について

入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとしています。

(ロ) 調理室等について

本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとしています。この場合において、当該サテライト型居住施設の栄養士及び調理員については、当該本体施設の栄養士又は調理員との連携を図ることにより当該サテライト型居住施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができます。

(ハ) 廊下の幅について

既存の建物を転用する場合であつて、建物の構造上基準省令（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）に規定する基準を満たすことが困難であり、かつ、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、基準省令の規定によらないことができます。

(5) 土地及び建物の取扱いについて

社会福祉法人がサテライト型居住施設を設置する場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型居住施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないものとします。

当該社会福祉法人の経営するサテライト型居住施設及び障害者支援に係るサテライト型施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。

貸与を受けている不動産について、当該サテライト型居住施設を営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(6) サテライト型居住施設の位置付けについて

サテライト型居住施設は、老人福祉法及び介護保険法上は、本体施設とは独立した1の特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）であり、独立した1の設置の認可（届出）及び指定の対象となります。

サテライト型居住施設については、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の介護報酬を算定します。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

特になし

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

9 3 0 障害者入所施設の小規模サテライト化事業

1. 特例を設ける趣旨

入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、既存の施設との密接な連携のもと、小規模で、施設及び人員等の基準を緩和した入所施設（以下「サテライト型施設」という。）の設置を可能とすることを目的としています。

2. 特例の概要

既存の身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設で入所による支援を行うもの（以下「本体施設」という。）において、入所者の支援に支障がなく、かつ、本体施設との密接な連携が確保される場合には、定員規模を4人以上20人未満とするサテライト型施設の設置を可能とします。この場合において、本体施設及びサテライト型施設の入所者の総数は、本体施設の入所者の定員以下とし、本体施設とサテライト型施設を合わせて本体施設の規模や設備等の基準を満たすことを原則としつつ、可能な範囲で設備及び人員等の基準の緩和を行います。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 立地等について

サテライト型施設は、入所者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となることを目的として設置するものであり、家族や地域住民との交流の機会が日常的に確保される地域において運営してください。

(2) 規模について

サテライト型施設の規模については、入所者が家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう、入所者の定員は4人以上20人未満で本体施設の入所者数を下回るものとし、本体施設による日常的な支援及び緊急時における迅速な援助等、入所者に対する適切な対応が確保できる体制を整備してください。

(3) 設備について

(イ) 居室について

サテライト型施設の居室は個室であることを原則とします。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合には、一の

居室の定員を二名とすることができます。この場合においては、静養室等、居室で静養することが一時的に困難な状態にある入所者を静養させることを目的とする設備を設けるようにしてください。

一の居室の床面積は10.6平方メートル以上としますが、入所者の状態や一の居室の入所者数等を勘案したうえ、入所者の日常生活及び支援に支障がない広さが確保されればよいものとします。

また、家庭的な環境の下での支援を確保できるよう、入所者の定員が8人以上のサテライト型施設においては、各居室はユニットを形成することとします。ユニットとは、少数の居室と、当該居室に近接して設けられ、当該居室の入所者が交流し共同で日常生活を営むための部屋等により、一体的に構成される場所をいいます。なお、各ユニットの入居者の定員は7人以下として下さい。

(ロ) 廊下の幅について

サテライト型施設の廊下の幅については、入所者の障害の状態等を勘案し、また、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第35条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第119条に規定する幅以上（中廊下1.6M、片廊下1.2M）であればよいものとします。

(ハ) その他

サテライト型施設のその他の設備については、サテライト型施設で行う支援の内容等を考慮し、本体施設との共用でも問題がない場合には、サテライト型施設に置かないことができます。施設種別毎に特別に必要とされる設備についても同様です。

(5) 人員配置について

サテライト型施設の人員配置については、本体施設とサテライト型施設の従業者及びその員数を合わせて本体施設の最低基準を満たす必要があるほか、常に一人以上は常勤の生活支援員等を配置し、入所者への支援及び緊急時の対応が適切に行えるようにしてください。

(6) 土地及び建物の取り扱いについて

社会福祉法人がサテライト型施設を設置する場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないものとします。

当該社会福祉法人の経営するサテライト型施設及び高齢者支援に係るサテライト型居住施設に関し、その用に供する建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。

貸与を受けている不動産について、当該サテライト型施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(7) サテライト型施設の設置について

サテライト型施設を設置しようとする場合には、本体施設の設置主体、関係市町村及び関係都道府県は、サテライト型施設の設置場所、サテライト型施設における支援の在り方及び緊急時の対応等について、相互に十分な調整を行い、合意を得ることとしてください。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点
特になし
5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1008 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則 に定められた管理基準の適用を除外する昆虫の飼育事業

1. 特例を設ける趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生を背景として、一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要となりますが、一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じます。

2. 特例の概要

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物(ただし、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状のものに限る。)については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

(1) 特別家畜排せつ物

特別家畜排せつ物とは、特例措置の対象として管理基準の適用対象から除外する家畜排せつ物のことであり、具体的には管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物のことを指します。

ただし、本特例措置が認められるのは、構造改革特別区域内における昆虫飼育事業であって、昆虫飼育事業要件を満たすものに利用される特別家畜排せつ物のみとなります。したがって、たとえ管理基準に従って3ヶ月以上管理された家畜排せつ物であっても、昆虫飼育事業に利用されるものでなければ、当該特例措置の対象とはならないことに留意して下さい。

ここで、特別家畜排せつ物を、管理基準に従って3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る理由は、家畜から排せつされて間もないふん尿は、一般的に流動性に富み環境中へ飛散・流出するおそれが大きく、悪臭物質の主たる発生源となるなど、管理基準の適用除外による環境への悪影響が特に懸念されることと、家畜ふん尿を管理基準に従ってたい肥化する場合、一般的な堆積方式におけるたい肥化期間の目安として、家畜ふんのみで約2ヶ月、稲わら等の作物収穫残さを混合して約3ヶ月とされていること、た

い肥化期間を長期間確保するほど、大規模な管理施設が必要となり、必要な労力も大きなものとなるため、たい肥化期間を必要以上に長く設定することは家畜排せつ物の適正な管理を図る上で望ましくない場合があることを併せて考慮したためです。ただし、これは管理基準に従って管理すべき最低限の期間ですから、これ以上長い期間管理されたものの利用を妨げるものではありません。

(2) 規制の特例措置が適用される家畜排せつ物の範囲

本特例措置によって管理基準の適用が除外されるのは、畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される特別家畜排せつ物です。このため、家畜の飼養により発生する家畜排せつ物の一部だけを昆虫飼育事業に利用する場合、当該事業に利用されていない家畜排せつ物については、管理基準に従い3ヶ月以上管理された固形状の家畜排せつ物であったとしても、畜産業を営む者による管理基準に従った適正な管理が必要になります。

(3) 環境への悪影響

昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、管理基準を適用しないことに伴い発生する環境への影響の程度に関し、構造改革特別区域内及びその周辺地域の自然社会経済的条件を勘案して総合的に検討することが、環境への悪影響を未然に防止する観点から必要になると考えられます。このため、昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体が、環境影響に関する専門家の意見を聴いた上で検討するものとします。

また、検討すべき環境への影響については、原則として、河川、湖沼、地下水を含めた水環境への影響、その他生活環境及び人の健康に関わる環境への影響が考えられます。この検討に際して収集すべき調査項目には、気象データ、地質学的データ、河川、湖沼及び地下水等の水質データ、水資源の利用状況に関するデータが含まれると考えられますが、必要な調査項目、調査数量及び調査地点の選定については、地域の自然社会経済的条件によって大きく異なることから、既存の調査データの有効活用を含めた効率的かつ的確な調査の実施という観点から、環境影響に関する専門家の意見を聴きつつ地方公共団体が調査の詳細を検討するものとします。

なお、家畜排せつ物法及び本特例措置の円滑な運用を図るために、認定を申請する地方公共団体が市町村の場合には、年に1回以上行うこととなっている環境影響調査の結果を都道府県に情報提供して頂くことが望ましいですが、その判断については各地方公共団体に委ねることとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

- ・ 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、飼育を予定している昆虫の種類を含めた事業の内容について具体的に記載して下さい。
- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の項目について記載して下さい。

実施しようとする昆虫の飼育事業に利用する家畜排せつ物を管理基準に従い管理した場合に、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいと考えられる理由

1年に1回以上行う予定の環境影響調査の調査項目、調査地点及び数量を含めた調査内容

特区の申請に際してあらかじめ聴いた専門家の意見（当該専門家の氏名、意見の聴取方法、具体的な意見の内容等）

- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面において、以下の項目を記載して下さい。

実施しようとする事業の実施予定地点、事業の実施者が保有する管理施設の位置、1年に1回以上行う環境影響調査の調査予定地点及び調査範囲

水道原水の取水地点の位置（特区の範囲に水道原水の取水地点がないことを確認する上で必要ですので、図面の範囲内において可能な限り記載して下さい。）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1009 自然エネルギー発電事業

1. 特例を設ける趣旨

国として地球温暖化対策の観点から風力発電等を推進していることや林野庁としても国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供することについて積極的に取り組むこととしていることから、民間事業者が売電を目的として行う自然エネルギー発電について特区認定を前提として、電気事業法における一般電気事業者との関わり等公益性を担保の上、国有林野の機能・目的を妨げない限度において5ヘクタールを超えて有償により貸付け等を行うことができるよう、措置を講じます。

なお、国有林野の貸付け等をする場合の契約に当たっては、予算決算及び会計令第102条の4に基づく財務大臣との協議を行い、同意が必要となります。

2. 特例の概要

地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に特に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め、構造改革特別区域法に基づく認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域において、一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合には、公益事業の要件に該当するものとして、有償により貸付け等を受けることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一般電気事業者への売電を目的とする」とは、一般電気事業者に対する売電供給量が発生量の50%を超える量を売電することです。

なお、一般電気事業者以外への売電はできません。

- (2) 「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」に規定する条件の全てを満たすものとする条件」とは、次のとおりです。

「対象とする発電の種類」は、「風力発電」、「小水力発電」、「木質等バイオマス発電」、「太陽光発電」及び「地熱発電」の5種類です。

「対象施設」とは、次のとおりです。

ア 発電施設、蓄電施設又は送電線等の施設

イ 管理道路等の施設

ウ 風況等自然エネルギー資源の賦存状況を調査するための観測施設

「貸付け又は使用させる対象地」は、次の条件の全てを満たすもの

とします。

ア 国有林野の管理経営上支障がないこと

イ 土地利用規制等の各種法令による制限について調整が図られる見込みがあること

ウ 自然エネルギー資源の賦存状況、道路等のアクセス、送電距離等からみて自然エネルギー利用による発電施設の設置に適した立地であること

エ 自然エネルギー利用による発電施設の設置が、自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと

オ 地元地方公共団体との調整が図られる見込みがあること

(3) 財務大臣との協議に係る事務については、林野庁が行います。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、特区申請の際に一般電気事業者への売電を目的とすることが分かる書類として、
会社概要を添付するとともに、売電を行う民間事業者名、発電能力、売電供給先の一般電気事業者名、年度ごとの売電供給量等を記載すること
設置しようとする発電施設、蓄電施設及び送電線等の施設の内容等を記載するとともに、関係する図面、配置図その他関係する書類を添付すること

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

- (1) 特区申請の際に、一般電気事業者と系統連系や売電に係る協議が整っていることを示す書類又は整う見込みがあることを示す書類を提出していただくこととなります。
- (2) 特区認定後の財務大臣との協議に当たっては、上記4の一般電気事業者への売電を目的とすることが分かる書類やこれらに付随する資料の提出を求められることがあります。

1 1 4 0 競輪場の入場料無料化事業

1. 特例を設ける趣旨

競輪施行者である地方公共団体等の定める日に競輪場の入場料を無料とすることを可能とすることにより、競輪事業及び地域の活性化を図ります。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣に対して特区計画の認定を申請し、当該計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日については、入場料を無料とすることを可能とします。

3. 基本方針の記載内容の解説

「競輪施行者として構造改革特別区域内の競輪場において開催する競輪について」

当該特例措置を適用しようとする場合には、競輪を開催する競輪場が特区内にある必要があります。つまり、競輪場のない地方公共団体等が競輪施行者として当該特例措置の適用を受けようとするときは、競輪場の所在する地方公共団体等と特区計画を共同で作成することとなります。

地方公共団体等が入場料を無料として定める日については、競輪場内の秩序の維持に支障をおよぼさない限り、自主的に設定することが可能です。

4. 特区計画及び添付書類の記載にあたって特に留意すべき点

「5 当該規制の特例措置の内容」の欄において、当該特例措置を適用しようとする地方公共団体等は、競輪を開催する競輪場（所在地を含む）を明記すること。

複数の地方公共団体等が競輪施行者として共同開催する競輪について、入場料を無料にしようとする場合には、当該共同開催する全ての地方公共団体等によって特区計画を作成する必要があります。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし